

白井市言語通訳・翻訳ボランティア登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国人市民の生活支援並びに白井市における国際交流事業の円滑化及び活性化を図るとともに、国際交流等の活動を希望する市民に活動の場を提供することを目的に、言語通訳又は翻訳に協力する者（以下「ボランティア」という。）の登録及び活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 ボランティアは、次の各号のいずれかの活動をするものとする。

- (1) 市内の公的機関及びこれに類する団体（病院等）における通訳・翻訳
- (2) 災害時の避難所における通訳・翻訳
- (3) その他特に市長が必要と認める場合における通訳・翻訳

(登録資格)

第3条 ボランティアに登録できる者は、国際交流等に関心を持ち、日常会話に支障がない程度の外国語と日本語能力のあるもの（18歳の高等学校生徒（これに準ずるものを含む。）及び18歳未満の者にあつては、保護者の同意がある場合に限る。）とする。

(登録方法)

第4条 ボランティアに登録を希望する者は、白井市言語通訳・翻訳ボランティア登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ボランティアとして登録し、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録期間)

第5条 前条第2項の規定により登録した者（以下「登録者」という。）の登録期間は、登録した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、登録者及び市長の双方に異議のない限り、

登録期間満了後、2年ごとに更新されるものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに、白井市言語通訳・翻訳ボランティア登録事項変更届（別記第2号様式）により市長に届け出るものとする。

(辞退)

第7条 登録者は、登録を辞退しようとするときは、白井市言語通訳・翻訳ボランティア登録辞退届（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

(登録の取消)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による辞退の申し出があったとき。
- (2) 登録者が死亡したとき。
- (3) 長期間にわたり理由なく連絡が取れないとき。
- (4) 登録者として適切でないと認められる事由が発生したとき。

(活動の依頼)

第9条 登録者に活動を依頼できるものは、行政機関その他市長が必要と認めるものとする。

2 前項に規定するものが登録者に活動を依頼するときは、白井市言語通訳・翻訳ボランティア活動依頼書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による依頼があったときは、依頼内容に応じて登録者の中から適当と認める者を選定するものとする。

4 前項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を応募した登録者に通知するものとする。

(活動実施報告)

第10条 活動を依頼された登録者は、活動終了後速やかに、白井市言語通訳・翻訳ボランティア活動実施報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(謝礼)

第 1 1 条 市長は、前条の規定により提出があった実施報告書の内容を確認し、適当と認めるときは、謝礼として別表に定める額を支払うものとする。

(秘密の保持)

第 1 2 条 登録者は、活動によって知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。登録取消後も同様とする。

(補償)

第 1 3 条 登録者は、活動中に事故又は不注意により他者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 市長は、登録者が活動中に事故等で被った損害について、市が加入する市民総合賠償補償保険が適用されるものを除き、賠償の責は負わないものとする。

(庶務)

第 1 4 条 ボランティアの登録及び活動に関する事務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 1 1 条関係)

区分	謝礼額
通訳	最初の 1 時間まで 1, 0 0 0 円、以降 1 時間につき 5 0 0 円を加算 (1 時間に満たない時間は、1 時間とみなす)
翻訳	A 4 原稿 1 枚につき 2, 0 0 0 円 ※ A 4 原稿 1 枚基準 余白 : 上 3 5 ミリメートル、下・右・左 3 0 ミリメートル

文字サイズ：10.5ポイント

1行あたり文字数：40文字

1ページあたり行数：36行

1ページあたり文字数：40文字×36行＝1,440
文字